（証拠書類等の提出の方法）

第五十四条　［略］

2　［略］

3　前条第三項の規定による命令に係る書類等の所持者は、指定職員及び被審人又はその代理人に異議がないときは、当該書類等の提出に代えて、当該書類等の画像情報を内閣府の使用に係る電子計算機と当該書類等の所持者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出することができる。この場合において、当該書類等の所持者は、当該書類等を提出したものとみなす。

（宣誓の方式）

第五十六条　鑑定人の宣誓は、審判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。

2　前項の宣誓は、次の各号のいずれかに掲げる方式によってもさせることができる。この場合における審判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を鑑定人に送付する方法によって行う。

一　宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。次号において同じ。）に鑑定人が署名して審判官に提出する方式

二　鑑定人が署名した宣誓書の画像情報を内閣府の使用に係る電子計算機と鑑定人の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方式

（鑑定人の陳述の方式等）

第五十七条　［略］

2　前項の鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べることに代えて、当該書面に記載すべき事項を内閣府の使用に係る電子計算機と鑑定人の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により意見を述べることができる。この場合において、鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べたものとみなす。

3　［略］

（映像と音声の送受信による通話の方法による鑑定人審問）

第五十八条の二　法第三十四条の五十第三項に規定する方法による審問は、指定職員及び被審人又はその代理人の意見を聴いて、鑑定人を審判官が相当と認める場所に出頭させてする。

2　第十九条の二及び第四十八条の二第二項の規定は、前項の方法による審問をする場合について準用する。

（参考人審問の規定の準用）

第五十九条　第三十九条の規定は鑑定人の電子呼出状について、第四十一条の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第四十二条第二項及び第四項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第四十三条第四項から第六項まで、第四十六条及び第四十八条の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第四十九条の規定は受命審判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について、それぞれ準用する。

（決定の記録事項）

第六十三条　法第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定に係る電磁的記録には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～三　略］

2　前項第一号に掲げる事項には、納付すべき課徴金の額及び納付期限を記録しなければならない。

（証拠書類の提出の方法）

第五十四条　［同上］

2　［項を加える。］

（宣誓の方式）

第五十六条　宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を審判官に提出する方式によってもさせることができる。この場合における審判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

［号を加える。］

（鑑定人の陳述の方式等）

第五十七条　［同上］

［項を加える。］

2　［同上］

［条を加える。］

（参考人審問の規定の準用）

第五十九条　第三十九条の規定は鑑定人の呼出状について、第四十一条の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第四十二条第二項、第三項及び第五項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第四十三条第四項から第六項まで、第四十六条及び第四十八条の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第四十九条の規定は受命審判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について、それぞれ準用する。

（決定の記載事項）

第六十三条　法第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～三　同上］

2　前項第一号に掲げる事項には、納付すべき課徴金の額及び納付期限を記載しなければならない。